

高 松 市
屋外広告物ガイドライン
(平成28年4月改訂版)



高 松 市

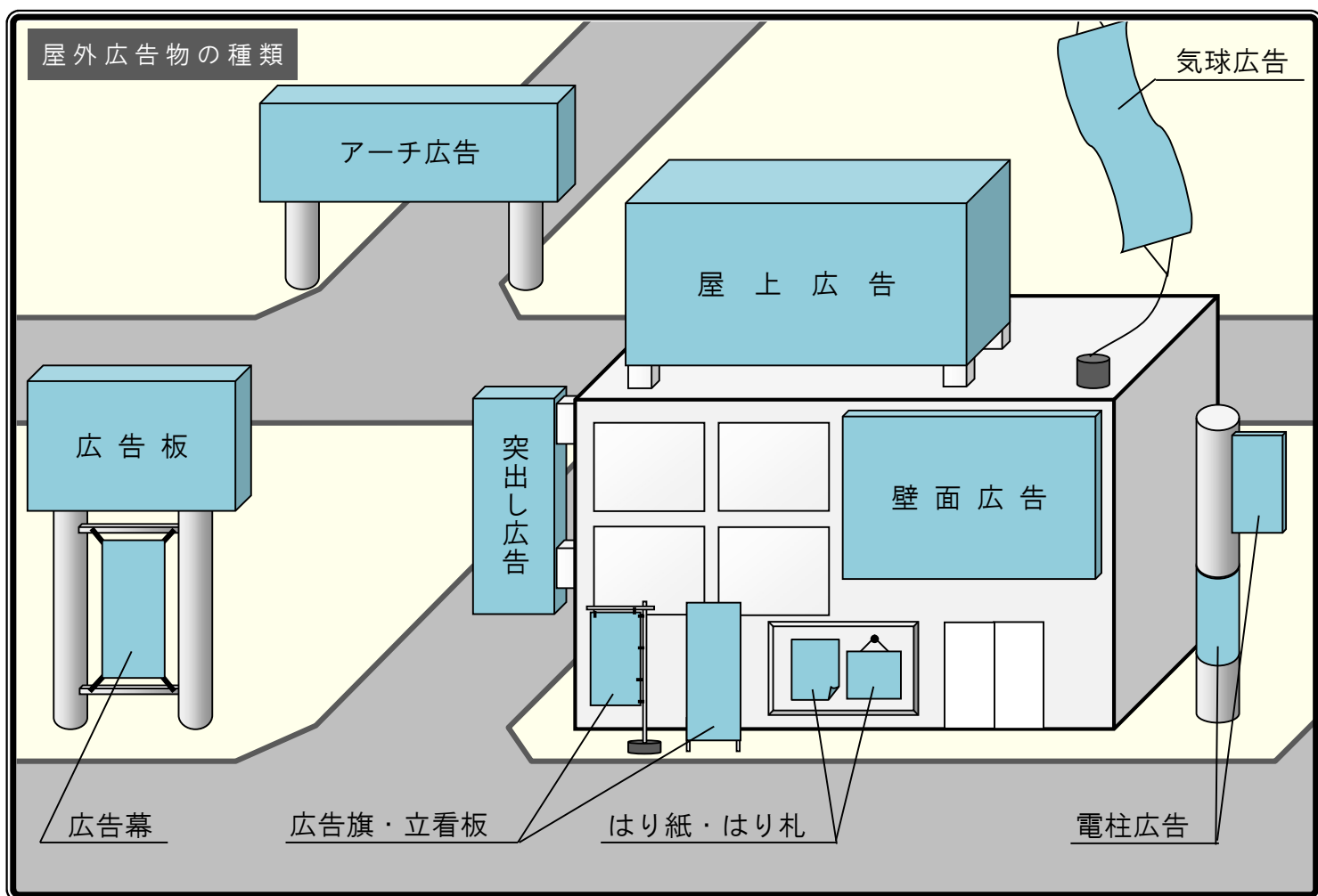
1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定されており、次の4つの条件をすべて満たすものをいいます。

したがって、営利的な商業広告だけでなく、具体的なイメージを表しているもの（絵、商標、シンボルマーク等）や非営利的なものであっても、条件を満たしていれば、表示する内容に関わらず屋外広告物となります。

屋外広告物となる4つの条件

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの



※上記以外にも、消火栓標識等を利用した屋外広告物もあります。なお、車両・船舶等を利用したのも屋外広告物となりますが、本市では適用除外として規制対象にはしていません。

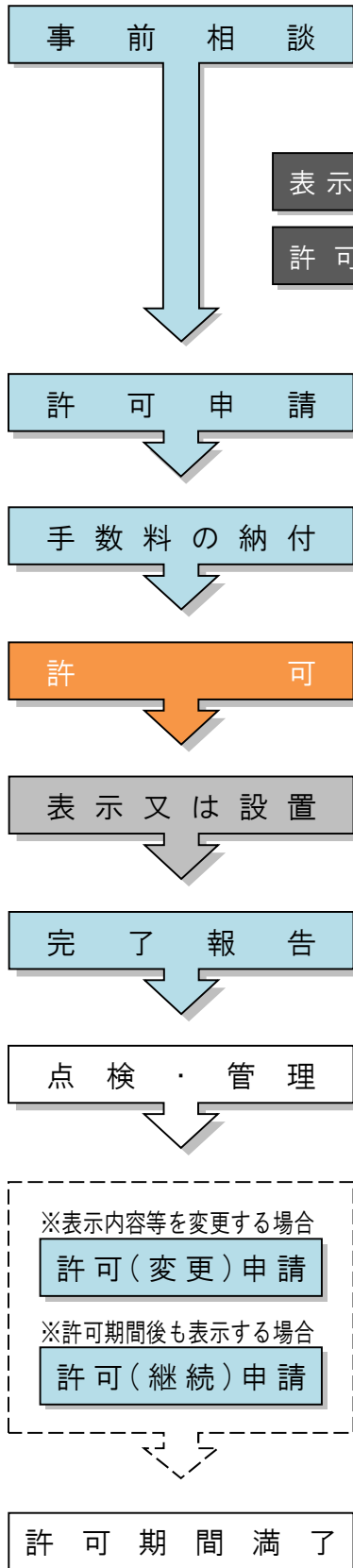
屋外広告物を表示・設置する前には、許可申請書の提出が必要です。

屋外広告物を表示・設置する場合は、事前に市長の許可を受ける必要があります。地域に応じた許可基準に適合させるとともに、許可申請手数料を納めていただく必要があります。

また、許可を受けている屋外広告物についても、現在表示している内容を変更する場合や、許可期間が満了後に引き続き表示・設置する場合も、同様に市長の許可を受ける必要があります。

2 屋外広告物の表示・設置の流れ

表示・設置の前に必要な手続き



屋外広告物の表示・設置が禁止されている地域や、許可申請が不要な場合がありますので、計画段階からご相談ください。

表示・設置不可

・禁止物件 ・禁止広告物

許可申請不要

・一定の要件を満たす自家用広告物
・祭礼等により一時的に表示・設置する広告物 など

市長の許可を受ける必要がある屋外広告物については、広告主（表示・設置者）から『許可申請書』の提出が必要です。

※許可申請に必要な書類については、最終ページに記載しています。

※手数料については、適合審査（審査期間：約2週間）後に納付書を送付しますので、最寄りの高松市指定金融機関等で納めてください。

表示・設置してから必要な手続き

許可申請手数料		手数料額
広告物の種類等の区分		手数料額
はり紙（100枚につき）		400円
はり札		250円
立看板、広告旗		400円
広告板又は建築物等を利用する広告物等（表示面積別）	1㎡未満	900円
	1㎡以上 5㎡未満	1,200円
	5㎡以上 10㎡未満	1,700円
	10㎡以上 20㎡未満	3,000円
	20㎡以上 30㎡未満	4,700円
	30㎡以上	9,200円に表示面積のうち30㎡を超える部分の面積が10㎡を増すごとに2,800円を加えた額
電柱（街灯柱を含む。）広告		350円
広告幕（横断幕、懸垂幕等）		550円
アーチ広告		3,000円
気球広告（アドバルーン）		1,000円
※照明装置を有する場合は、手数料額×1.5倍の額、又、変更・改造する場合は、手数料額×1/2の額となります。		

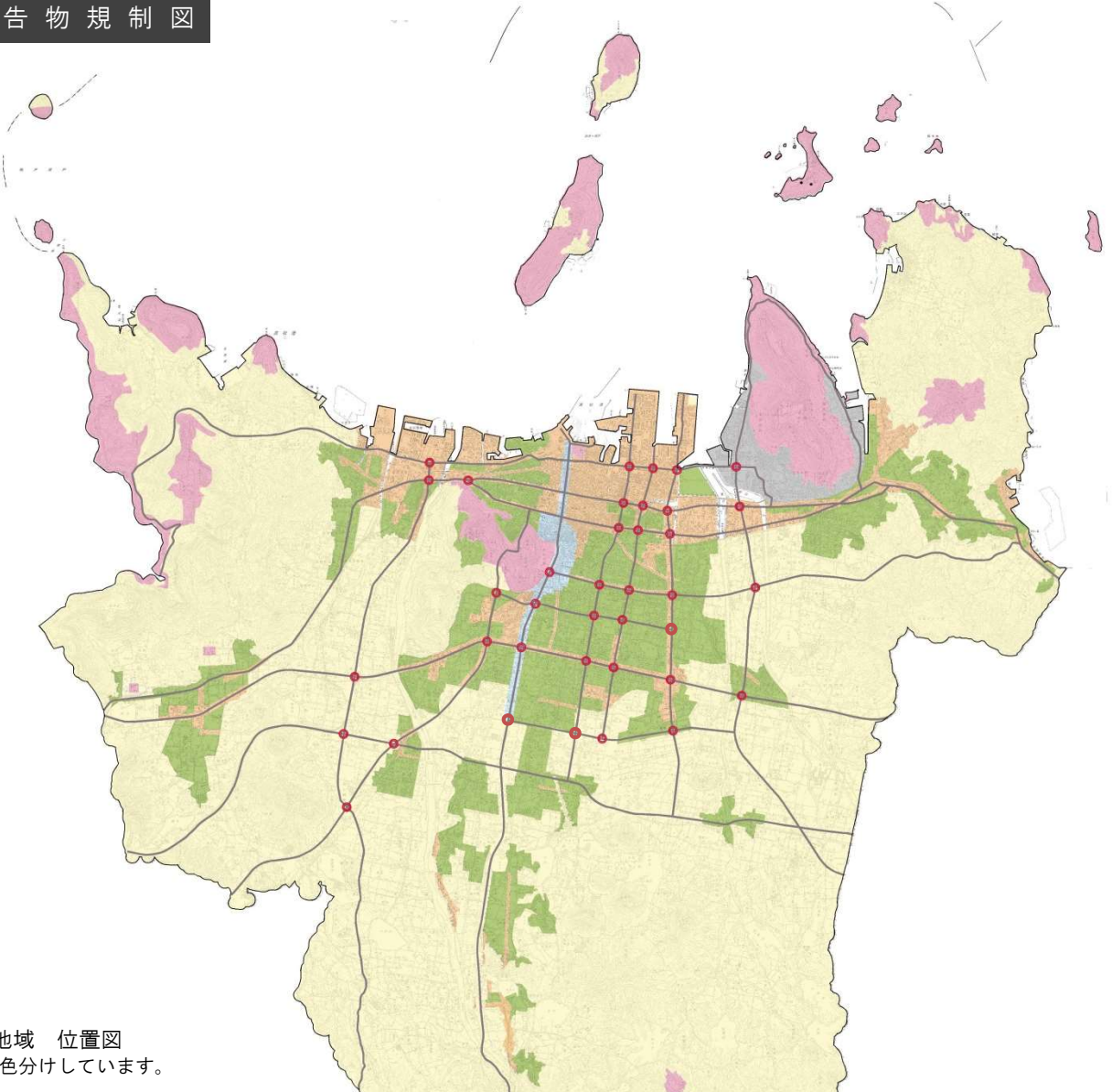
他の法令による許可等 ※下記以外にも、表示・設置場所によっては届出等が必要な場合があります。

- 建築基準法 … 高さが4mを超える場合は、工作物の建築確認申請が必要です。
- 道路法 … 道路上に突き出す場合は、各道路管理者の道路占用許可が必要です。
- 都市計画法 … 風致地区や地区計画区域に表示・設置する場合は、届出が必要です。
- 文化財保護法 … 史跡・天然記念物「屋島」の区域においては、現状変更等許可申請が必要です。
- 景観法 … 景観法の適用除外に該当するため、届出の必要はありません。

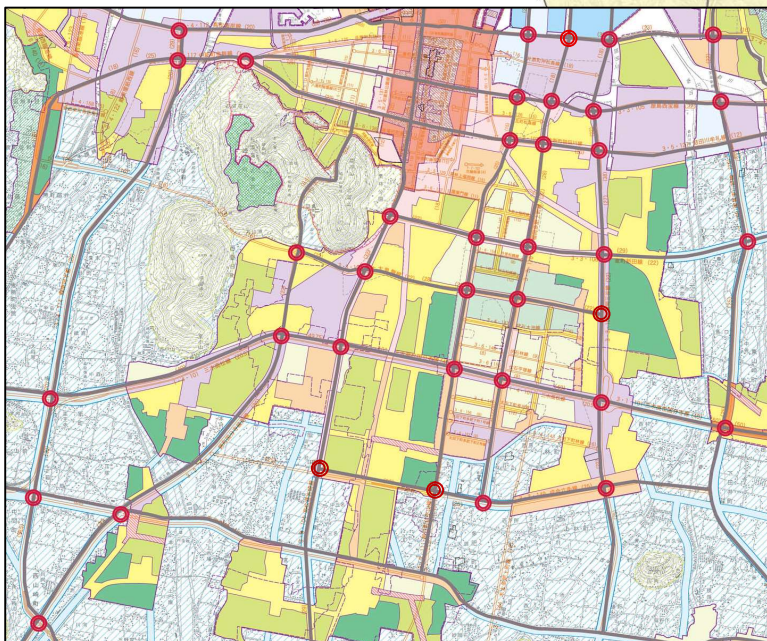
3 表示・設置のルール【I】（規制対象地域及び区分）

地域特性に配慮した屋外広告物の表示・設置を推進するため、「高松市全域」を規制対象地域としています。また、「地域区分」及び「規制区分」を定め、地域によっては表示・設置が禁止されている屋外広告物もあります。

屋外広告物規制図



第2種禁止地域 位置図
※用途地域で色分けしています。



凡 例	
第1種許可地域	
第2種許可地域	
第3種許可地域	
第4種許可地域	
第5種許可地域	
第1種禁止地域	
第2種禁止地域	

地域区分

地域特性に応じた地域区分を定め、高さや表示面積等の許可基準を設定しています。また、それ以外にも、特定の路線や地域を対象とした許可基準を設定しています。【許可基準は7ページ参照】

地 域 区 分	自家用 広告物	一般広告物	
		案内用	
第1種禁止地域 風致地区や文化財保護法等の適用を受ける地域（史跡天然記念物「屋島」の区域において、用途地域が指定されている区域を除く。）	可	不可	不可
第2種禁止地域 4車線以上の道路が交差する交差点から30mの範囲（商業地域は除く。）	可	不可	不可
第1種許可地域 景観形成重点地区（※1）のうち、屋島の指定区域（第1種禁止地域に指定されている区域を除く。）	可	不可	可
第2種許可地域 都市計画区域外、都市計画区域内の用途白地地域（※2）及び景観形成重点地区（※1）のうち、仏生山歴史街道、都市軸沿道（11・193号等）（C地区）及び讃岐国分寺跡周辺の指定区域	可	可	可
第3種許可地域 都市計画区域内において住居系の用途地域（※3）が指定されている地域（第1種、第2種、第4種許可地域の区域を除く。）	可	可	可
第4種許可地域 景観形成重点地区（※1）のうち、都市軸沿道（11・193号等）（A地区、B地区）、栗林公園周辺の指定区域	可	可	可
第5種許可地域 都市計画区域内において商業・工業系の用途地域（※4）が指定されている地域（第1種、第2種、第4種許可地域の区域を除く。）	可	可	可

※1…景観形成重点地区とは、景観法に基づく「高松市景観計画」に定める地域区分をいいます。

※2…都市計画区域内において、用途が指定されていない地域をいいます。

※3…第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいいます。

※4…近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいいます。

※5…禁止地域と許可地域が重なる地域は、禁止地域となります。

規制区分

屋外広告物の設置目的に応じた規制区分を定めています。

規 制 区 分	区 分 内 容
自 家 用 広 告 物	自己の氏名、名称、店名又は自己の事業、営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物
一 般 広 告 物	自家用広告物以外の広告物
案内用広告物	一般広告物のうち、事業所等への案内目的で表示する広告物で、一定の要件を満たすもの 【要件については5ページ参照】

4 表示・設置のルール【Ⅱ】（上乘せ基準）

屋外広告物の表示・設置に関し、規制区分や規制対象地域に応じた許可基準を定めるほか、特定の地域や場所を対象とした上乘せ基準を定めています。

交差点規制（案内用広告物の要件）

第2種～第5種許可地域においては、信号機（点滅含む。）を有する交差点から30m未満の範囲には、交通安全の確保を目的に、基本的に一般広告物の表示・設置を禁止しています。

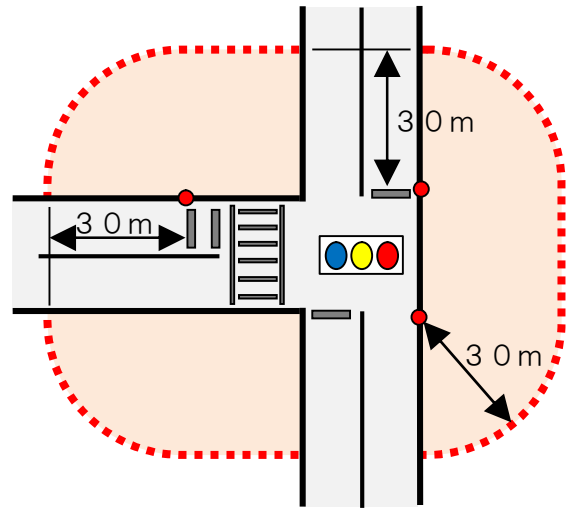
ただし、屋外広告物のサインとしての役割などを踏まえ、次の案内用広告物の要件をすべて満たす場合は、表示・設置することができます。


交差点の範囲

交差点の範囲

交差点とは…
点滅信号を含む信号機（踏切信号を除く。）を有する交差点
交差点の範囲…
自動車の停止線から30m未満の範囲

※信号機を有しない交差点においても、道路の見通しを妨げ交通安全を阻害する恐れがある場合は、『禁止広告物』に該当するため、表示・設置できない場合があります。

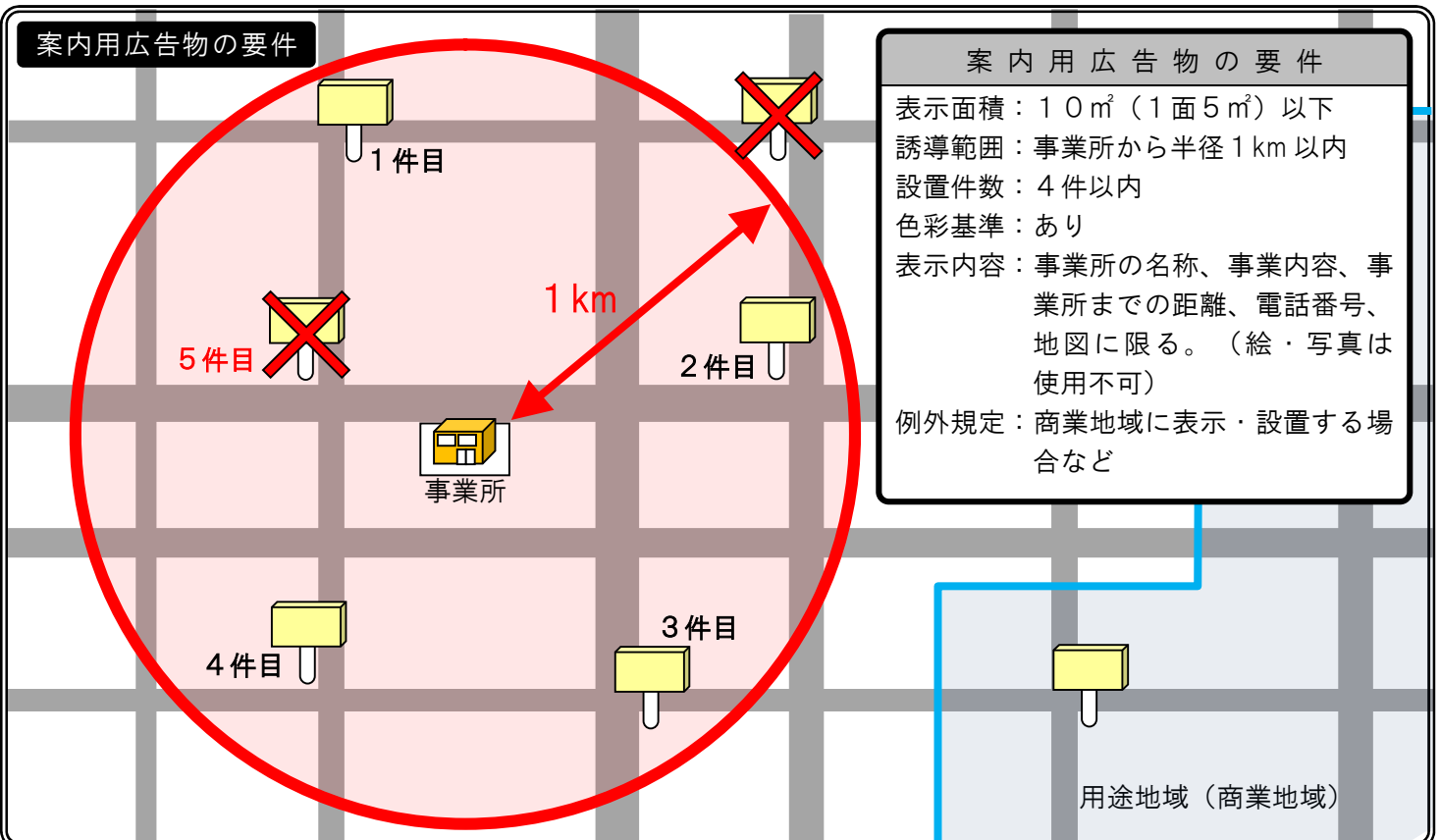


※  の範囲には、下記の『案内用広告物の要件』を満たす一般広告物を表示・設置することができます。

案内用広告物の要件

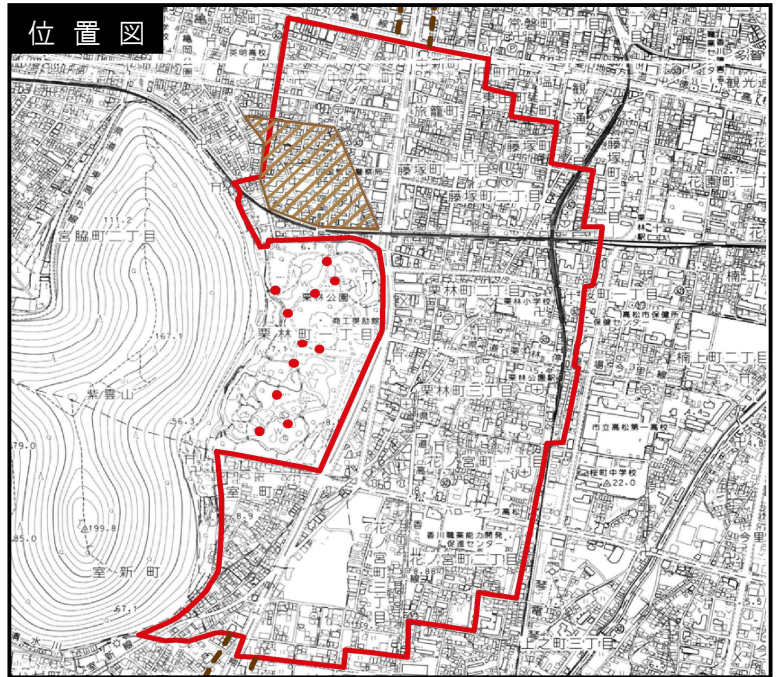
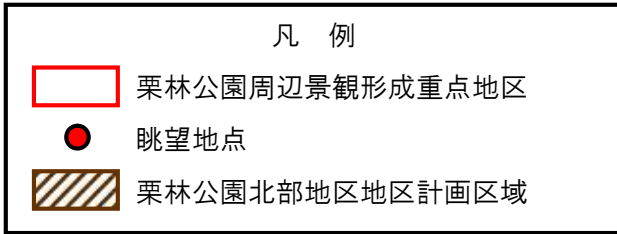
案内用広告物の要件

表示面積：10㎡（1面5㎡）以下
誘導範囲：事業所から半径1km以内
設置件数：4件以内
色彩基準：あり
表示内容：事業所の名称、事業内容、事業所までの距離、電話番号、地図に限る。（絵・写真は使用不可）
例外規定：商業地域に表示・設置する場合など



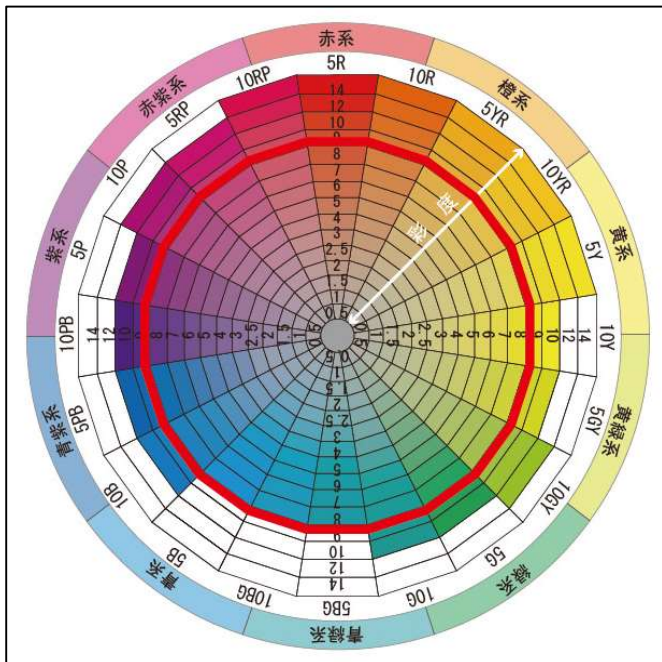
栗林公園からの眺望景観の保全

第4種許可地域のうち、『栗林公園周辺景観形成重点地区』に指定されている区域では、栗林公園内の眺望地点から見えるすべての屋外広告物を禁止しています。



色彩基準の導入

一部の地域においては、日本工業規格で使用されているマンセル表色系を用いた色彩基準を定めており、その基準を超える色彩を使用した広告物を禁止しています。



色相	明度	彩度
全て	—	8以下

※彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の表示面積の1/2以下にすること。

■対象範囲

地域区分	自家用 広告物	一般広告物	
		案内用	案内用
第1種禁止地域	●	×	×
第2種禁止地域	●	×	×
第1種許可地域	●	×	●
第2種許可地域	○	○	●
第3種許可地域			●
第4種許可地域	○	○	●
第5種許可地域			●

■適用範囲

区分	適用範囲	
●	高さや表示面積に関わらず、すべての広告物に適用	
○	一部の 広告物 に適用	自家用広告物… 高さ10m以上 又は 面積20㎡(1面10㎡)以上 一般広告物… 高さ4m以上 又は 面積10㎡(1面5㎡)以上

5 表示・設置のルール【Ⅲ】（許可基準）

許可基準（抜粋） ※広告板、屋上広告、壁面広告以外にも、広告物の種類に応じて許可基準を定めています。

区分	広告板		屋上
	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物
禁止地域	第1種 面積：20㎡(1面10㎡)以下 高さ：10m以下 色彩	表示・設置禁止	面積：20㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 色彩
	第2種 面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：12m以下 〔商業・工業系地域の場合 面積：50㎡(1面25㎡)以下 高さ：15m以下〕 色彩	表示・設置禁止	面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 〔商業・工業系地域の場合 面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下〕 色彩
許可地域	第1種 面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：12m以下 色彩	面積：5㎡(1面2.5㎡)以下 高さ：3m以下 相互間距離：5m以上 案内用広告物であること 色彩	面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 色彩
	第2種 面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：12m以下 色彩	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用を除く) 色彩	面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速 色彩
	第3種 面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：12m以下	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用を除く)	面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速
	第4種 面積：50㎡(1面25㎡)以下 高さ：15m以下 高速 栗林 色彩	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用を除く) 栗林 色彩	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速 栗林 色彩
	第5種 面積：50㎡(1面25㎡)以下 高さ：15m以下 高速	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用を除く)	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速

※この表に定める許可基準に適合する広告物であっても、次に該当する場合は表示又は設置できません。

- 1 蛍光塗料を使用したもの
- 2 栗林公園から500mの範囲（景観形成重点地区）において、公園内の眺望地点から見えるもの
- 3 高松自動車道の路端から100mの範囲において、次に該当するもの
 - (1) ネオンや回転灯を使用したもの
 - (2) 地上から広告物の上端までの高さが12mを超える一般広告物（屋上広告、壁面広告等）
 - (3) 広告表示面積が自家用広告物の場合は200㎡、一般広告物の場合は100㎡を超える屋上広告

色彩… 色彩規制あり
 色彩… 一部色彩規制あり
 栗林… 栗林公園眺望規制あり
 高速… 高速道路眺望規制あり

広 告	壁 面 広 告		備 考
一 般 広 告 物	自 家 用 広 告 物	一 般 広 告 物	
表示・設置禁止	面積：1面 10㎡以下 壁面の1/2以下 色彩	表示・設置禁止	<p>【用語説明】</p> <p>面積… 広告を表示する面の面積</p> <p>※注意事項※ LED等を利用して、映像等を表示する広告物については、使用する部分の面積を3倍して、許可基準に定める面積に適合すること。</p> <p>高さ… 設置位置(地面等)から広告物の上端までの高さ</p> <p>相互間距離… 他の一般広告物からの距離(離隔)</p> <p>交差点離隔… 信号機(点滅信号を含む。)を有する交差点において、自動車用の停止線からの距離</p>
表示・設置禁止	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 〔商業・工業系地域の場合〕 面積：1面 50㎡以下 壁面の1/2以下 色彩	表示・設置禁止	
表示・設置禁止	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 色彩	面積：1面 2.5㎡以下 壁面の1/2以下 高さ：12m以下 相互間距離：5m以上 案内用広告物であること 色彩	
面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 地上から20m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用・下端15m以上を除く) 高速 色彩	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 高速 色彩	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 高さ：12m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用を除く) 高速 色彩	
面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用・下端15m以上を除く) 高速	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 高速	面積：1面 30㎡以下 壁面の1/2以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(案内用・下端15m以上を除く) 高速	
面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速 栗林 色彩	面積：1面 50㎡以下 壁面の1/2以下 高速 栗林 色彩	面積：1面 50㎡以下 壁面の1/2以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速 栗林 色彩	
面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速	面積：1面 50㎡以下 壁面の1/2以下 高速	面積：1面 50㎡以下 壁面の1/2以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速	

適用除外（許可申請が不要なもの）

■ 自家用広告物

禁止地域… 1敷地における合計面積が10㎡以下、かつ、許可基準に適合する場合
許可地域… 1敷地における合計面積が30㎡以下、かつ、許可基準に適合する場合

■ 一般広告物

管理目的で設置する広告物で、広告表示面積が2㎡以下の場合

許可期間

- 広告板、屋上広告、壁面広告などの広告物
3年以内
- 簡易広告物
60日以内

屋外広告業登録制度

高松市の区域において、広告主から屋外広告物の表示・設置を請け負うなど、屋外広告業を営もうとする場合は、事前に、高松市に登録を行う必要があります。

無登録で、屋外広告物を表示・設置した場合は、高松市屋外広告物条例に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則を受ける可能性があります。

※香川県内で高松市以外の区域については、香川県の登録を受ける必要があります。

無登録業者への罰則

懲 役	1年以下
罰 金	50万円以下

登 録 申 請

手 数 料 の 納 付

登 録

※登録内容を変更する場合
登 録 事 項 変 更 届

登 録 期 間 満 了

登 録 申 請 に 必 要 な 書 類

- 屋外広告業登録申請書【指定様式】
 - 誓約書【指定様式】
 - 登記事項証明書（個人登録の場合は登録申請者の住民票）
 - 業務主任者（※1）の資格証明書及び住民票
 - 同意書（本市に住所を有している者で住民票を省略する場合）
- ※登録申請手数料（¥10,000円）については、審査後に、納付書を送付しますので、最寄りの高松市指定金融機関等で納めてください。

※1…業務主任者については、「屋外広告士」や「都道府県等が開催する屋外広告物講習会を修了した者」等の資格が必要であるとともに、登録する事業所に所属していなければなりません。

登録した事項（代表者の氏名や営業所の所在地、業務主任者の氏名等）を変更する場合は、変更の生じた日から30日以内に「変更届」の提出が必要となります。

屋外広告物管理者資格制度

本市では、高さが4mを超えるか、表示面積が30㎡を超える大規模な屋外広告物で、表示・設置期間が「1年」を超える場合は、管理者資格（※1）を有する者を設置することを条件に、屋外広告物の表示・設置を許可しています。

※1…管理者資格とは、業務主任者の資格と同様に「屋外広告士」や「都道府県等が開催する屋外広告物講習会を修了した者」等の資格のことです。

違反広告物・違反施工業者への対応

高松市では、許可基準に適合しない広告物や、許可申請手続きをしていない広告物などの『違反広告物』に対して、厳正な対応を強化するため、その指導方法等のマニュアルを定めています。

違反広告物の減少に向け、このマニュアルに基づき、指導に従わない悪質な『広告主』や『施工業者』に対しては、その者の氏名を公表するなど、厳正な対応を実施し、良好な景観形成を推進します。

広 告 主	是正指導	>>	是正勧告	>>	氏名公表	>>	措置命令	>>	違反明示	>>	刑事告発 (罰則)
施 工 業 者	是正指導	>>	是正勧告	>>	氏名公表	>>	営業停止	>>	登録取消	>>	刑事告発 (罰則)

◆ 屋外広告物の許可申請に必要な書類一覧 ◆

新たに屋外広告物を表示・設置する場合

■表示・設置前【提出部数：2部】

- 屋外広告物許可申請書【※】
- 屋外広告物チェックリスト【※】
- 表示・設置する位置を明らかにした図（位置図）
- 付近の状況を示すカラー写真
- 形状、面積、寸法、色彩、意匠、素材、位置、構造、照明装置等を明らかにした仕様書及び図面
- 管理者資格証明書（管理者資格が必要な場合）
- 土地等所有者の承諾書（一般広告物の場合）

■表示・設置後【提出部数：1部】

- 屋外広告物表示・設置完了（中止）届【※】
- 完了後の状況を示すカラー写真
- 他法令等の許可証等の写し（建築確認検査済証、道路占用許可証等）

許可を受けている屋外広告物の表示内容等を変更する場合

■変更前【提出部数：2部】

- 屋外広告物変更等許可申請書【※】
- 屋外広告物チェックリスト【※】
- 変更する内容を明らかにした仕様書及び図面

■変更後【提出部数：1部】

- 屋外広告物表示・設置完了（中止）届【※】
- 完了後の状況を示すカラー写真
- 他法令等の許可証等の写し（建築確認検査済証、道路占用許可証等）

許可期間満了後も引続き表示・設置する場合 【提出部数：2部】

- 屋外広告物許可申請書【※】
- 屋外広告物チェックリスト【※】
- 屋外広告物自己点検報告書【※】
- 点検時の状況を示すカラー写真
- 屋外広告物安全点検報告書【※】

広告物を除却する場合 【提出部数：1部】

- 屋外広告物除却・滅失届【※】
- 除却後の状況を示すカラー写真

※印のついている書類については、様式を定めていますので、下記のURLからダウンロードして頂くか、当課まで、ご連絡いただければ、郵送等いたします。また、上記以外にも、市長が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

◆ 詳細な規制・誘導内容や各種様式のダウンロード先 ◆

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/okugai/koukoku/jorei.html>

屋外広告物

に関する相談窓口

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2455 FAX：087-839-2452

E-Mail：toshikei@city.takamatsu.lg.jp

発行年月：平成28年（2016）4月

